

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第15号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年11月24日 23時40分ごろ	
発生場所	大韓民国蔚山港内 (概位 北緯35°26.7′ 東経129°24.2′)	
事故等調査の経過	平成22年1月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 液化ガスばら積船 第三十七博晴丸、998トン 135982、三照海運株式会社（船舶所有者）、大洋開発株式会社（船舶所有者・船舶管理人）、佐藤國汽船株式会社（船舶借入人） B 漁船 CHAHO YUNHO（大韓民国）、総トン数不明 船舶番号不明、船舶所有者不明	
乗組員等に関する情報	A 船長、三級海技士（航海） B 船長、免状不明	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷中央部に擦過傷、左舷中央部ハンドレールに曲損 B 船首部を圧壊	
事故等の経過	A船は、船長Aほか7人が乗り組み、約8ノットの対地速力で手動操舵により南東進中、B船は、船長Bが乗り組み、南西進中、平成21年11月24日23時40分ごろ、蔚山港内において、A船の左舷中央部とB船の船首部が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西 風力 3、視界 良好 海象：波 なし	
その他の事項	船長Aは、衝突の少し前、B船に対し、サーチライトで注意喚起した。 B船は、木製の小型漁船であった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B 不明 A なし、B 不明 なし A船は、蔚山港内を南東進中、船長Aが、早期に衝突を避けるための措置をとらなかった可能性があると考えられる。 B船は、南東進中、A船と衝突したものと考えられるが、調査ができなかったため、衝突した状況を明らかにすることができなかった。
原因	本事故は、夜間、蔚山港内において、A船が南東進中、B船が南西進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられるが、原因を明らかにすることができなかった。	